

参議院法務委員会議録第三号

第七十六回
会

昭和五十年十一月十八日(火曜日)
午後一時十五分開会

委員の異動

十一月十一日

辞任

十一月十三日

辞任

十一月十八日

辞任

十一月十九日

辞任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

相沢
加藤
橋本
白木義一郎君
多田省吾君
大島友治君
高橋邦雄君
佐々木静子君
白木義一郎君
岩上妙子君
久次米健太郎君
福井勇君
町村金五君
中村英男君
橋本敦君
松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

久次米健太郎君

福井勇君

町村金五君

中村英男君

橋本敦君

松永光君

衆議院議員

國務大臣

法務委員長

法務大臣

政府委員

法務政務次官

藤島昭君

香川保一君

安原美德君

村岡二郎君

若田末人君

犬井圭介君

多田省吾君

久次米健太郎君

杏脱タケ子君

白木義一郎君

大島友治君

高橋邦雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

岩上妙子君

る全国の婦人団体の有力な方々が強く要望してい
らっしゃる点でございますね、まず、離婚した場
合における氏を、婚姻によって変えた方の当事者
が離婚によって復氏をしなければならないという
規定でございます。これは、形の上では夫あるい
は妻どちらかがどちらかの名字を唱えればいいと
いうことになつておるわけでござりますから、全
く形式的に見ると男女同権を阻害することはない
よう見えますけれども、実質的には、私の調べ
ましたところでも九六%以上の夫婦が、これは妻
が夫の方の氏を唱えているわけでございまして、
そうしますと、離婚という事柄が起ると、氏を
変えた方がまたもとの名字に戻らなければならな
いということで、社会的にも非常な不利益を受け
る。これは実質的には男女の平等をはなはだしく
阻害するのではないか。また、未成年の子供を母
親が親権者となつて育していく場合に、その親権
者である母親と子供の名字が違う。これはいまの
日本の社会においては、必ずしも決して親にとつ
ても子にとつても利益になることじやなくて、そ
のために必要以上に社会的にも肩身の狭い思いを
しなければならないということで、この離婚によ
る復氏の強制をせひとも改めていただきたいとい
うのが、強い婦人団体の方々からの要望でござい
ますが、その条項についての改正について、いまま
法務省はどうようと取り組んでいただいているの
か、また今後どのようにしていただけるのか、そ
の点について大臣並びに担当の民事局長からお伺
い申し上げたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 現在、法制審議会においては、男女平等の実を上げる点も含めまして、身分法全般について審議がされておるわけでございますが、ただいま大臣の御答弁にもございましたように、本年は国際婦人年でもあり、結婚の容易に出る問題は早急に立法した方がいいといふ御指示もございまして、先ほど御指摘の離婚の場合の復氏の問題につきまして、早急に法制審議会民法部会において結論を出していただきまして、通常国会のできるだけ早い時期に提案いたしたいということで、現在作業を進めているところでございます。

○佐々木靜子君 通常国会のできるだけ早い時期に、この部分の法改正についての御提案をされたいことですが、もう少し具体的に、私ども、できればことしじゅうにと思っておつたんです
が、これは国会情勢その他で困難だということを
わかりますが、それであれば大体そのめど、いつまでに——少なくとも国際婦人年であるこの昭和五十一年度の会計年度内にどうあつても出していかなければいけないというのを、わざわざの強い希望でござりますが、具体的にどういうふうな計画になつておりますか。

○政府委員(香川保一君) 法制審議会の民法部会では、一定のスケジュールで身分法全般の審議をしておるわけでございますが、できるだけ早く国会に、できる部分から提案したいということで、実は、身分法の委員会におきまして、この離婚に関する復氏の問題ともう一点、人事訴訟法の離婚の場合の裁判管轄権の問題、二つにつきまして十二月、一月——一月もできれば月中旬ごろまでに結論を出させていただきまして、それをもとにして法律案を二月のできれば早々にも出したいと、かよらぬ心組みで現在努力しておるところでございます。

○佐々木靜子君 二月早々にでも御提案いたば

○國務大臣(稻葉修君) よろしくうござります。
○佐々木静子君 大変に力強い大臣並びに局長からの御答弁をいただいて、ありがとうございます。
そして、いま私、離婚による復氏の問題だけを先にお尋ね申し上げましたが、いま局長からもお話をございました、婦人団体の方々、日本の婦人の大半の方々が強く要望しておる、離婚による復氏の強制を、復氏することもできれば婚姻中の名字も唱えることもできるというふうに、事実上選択制にしていただく、これは私も、実は先日メキシコの国際婦人年の大会にも、政府顧問としてやらしていただきまして、いろいろな国の代表の方々と、その国の民法がどうなつてあるかというごとでお話ししたときに、この離婚による復氏の問題が大変に話題になつておりまして、そしてこれは法務当局は御承知のとおりでございますが、アメリカ合衆国はもとより、それからソビエトや東ドイツは無論、西ドイツもフランスもあるいはイギリスも、大抵の欧米諸国は選択できるというふうになつておるのに、日本だけが非常におくれているということを痛切に感じたわけでございまし、また、既婚婦人で働く人が六〇%という数にも上っている。これは、働く婦人が社会的に活動する面において、非常にこの氏が変わるということは活動を阻害されると同時に、母子家庭がそのことによって大変に困る。子供に不必要的な肩身の狭い思いをさせるということは、これは大変なゆゆしい問題であると思いますので、いろいろと法制審議会で御議論いただいたことも結構でございますけれども、それによって現実に多くの母や子が泣き、また、働く婦人が困っているという実情を少しでも少なくするために、ぜひともこれらは法務当局において全力を挙げて取り組んでいただきたいと思うわけでございます。
さらに、人事訴訟法の問題でございますが、これは妻の権利を守る人権の最後のとりでとしての

訴訟でございますが、これが、人事訴訟手続法の第一条によりますと、その裁判管轄が専属管轄になつておりますて、夫の氏を称する夫婦の場合は夫の住所地、妻の氏を称する夫婦の場合は妻の住所地というふうに限られておりますね。ところが、いまも申し上げましたように九六%以上の夫婦が夫の氏を称している。そうすると、経済的に非常に妻に不利益を強いる規定だと思うわけでござります。その件について、ぜひとも夫または妻というふうに改めていただきたいというのが強い婦人の方々の要望でござりますけれども、その点についてもどのようにいま検討いただいているのか、具体的に民事局長から伺いたいと思います。

○政府委員(香川保一君)　ただいま御指摘の離婚の裁判管轄権の問題は、厳格に申しますと身分法の問題ではないわけでござりますけれども、離婚の関連問題でござりますので、先ほど申しまして法制審議会の身分法委員会におきましてあわせて御検討願つて、先ほど申しました復氏の問題と同じスケジュールで、あわせて国会に提案したいと、かようりに考えておるわけであります。その場合の内容は、恐らく身分法部会におきましてもいま佐々木委員御指摘のように、夫または妻のいずれかの住所地ということに相なるうかと思います。

○佐々木静子君　ともかく、さしあたりこの二つをぜひとも、いまお話をありました二月初旬に間に違ひなく御提案いただきたいということを、これをいま大臣からも力強い御答弁ございましたので、ぜひともお願い申し上げたい。きょうも全国から婦人団体の代表の方々が、これを本当にやつてしまつたので、ぜひとも人口の半分を占める婦人の要望を率直に受け止めていたいということで、全国から集まつてきていたる、锐意これをぜひ立法化を進めていただき

の子孫のために、どうぞひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そして、この相続分の問題はこのぐらいにいたしまして、さらに民法の中でもそのほか何とかしていただきたいいろいろと要望が出て、いる点があるわけでございます。たとえば、民法の七百三

十三条に婚姻に関する規定で、「女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」というふうな規定があることは御承知のとおりでございますが、男の場合は、奥さんがなくなった翌日にでも婚姻届が法律上は可能なわけござりますね。そ

こら辺はやはり非常に現実の問題として割り切れないので、また、働く婦人がこれだけおえていて、婦

と時期尚早ではないかと思うのでござりますけれども、また、働く婦人がこれだけおえていて、婦

人を結婚している、しておらない、あるいはする

事も、そういう点でのまだ御議論はないようですが、ありますけれども、そういう点についてどういうふうに法務当局はお考えになつていらっしゃるのか、局長からお述べいただきたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 御指摘の七百三十三条の再婚禁止規定につきましても、身分法小委員会で議論はされておりまして、大方の意見は、現行法は若干オーバーじゃないかというふうな御感触のようございますが、御承知のように民法の七百七十二条の父性推定の規定と関連がございまして、それとあわせて現在検討される予定になつております。

○佐々木静子君 私は統計的にはよくわかりませんけれども、この前婚と後婚にまたがつて妊娠するという場合は、私は、理屈の上ではそういうことは考えられるけれども、実際問題としては非常に少ないんじゃないかなというふうに思うわけでござります。また、子供を妊娠するということ自身が、この立法当時ははある程度自然現象のようになりますけれども、この前婚と後婚にまたがつて妊娠するといふ現

いと思いますが、そのときは父を定める訴えか何か、特別の手段を講ずればいいのであって、こ

ういう特殊な場合をもって原則とするというの

は、これは非常に婦人の権利を侵害するものではないかと思うわけでございます。そういう点につ

いて、ぜひ平等を実現する立場で取り組んでいた

だときらいと思うわけでございます。

それからさらに、これは私ども特にいますぐそ

うしてほしいということをお願いするのもちよつ

と時期尚早ではないかと思うのでござりますけれども、また、働く婦人がこれだけおえていて、婦

と否とにかかわらず社会的に活動している機会が大変ふえているわけでござりますから、結婚しても名字はそのまま婚姻届が、本人の希望によつては受理できる方法とすることも、これはソビエトとか東ドイツなどではもうそのようになつてお

るわけでござりますし、また、中国とか朝鮮のよう

に東洋の国はもともと夫婦は別姓でございますね。そういうふうなことから考えますと、やはり夫婦同氏の規定というのも、これは一遍にいか

なくとも、おののの人格を尊重するということになつてくれば自然緩和する方向に向かつていかなければならぬんじゃないかというふうに思う

わけでござりますが、その点、法務審議会の御議論などではどうなつておりますか、お聞かせいた

だときらいと思います。

○政府委員(香川保一君) 御指摘の夫婦別姓の問題も、法務審議会身分法小委員会で議論されておるわけでござりますが、現在のわが国の国民感情あるいは國民意識として、すべて夫婦別姓というふうなことは受けられるけれども、それがそのまま受けられるかどうかというふうな実態の問題。それから、諸外国ではそういう例はござりますけれども、現在、大方の国は日本と同じような父系主義をとつておるわけでござりますが、それについて御指摘のようすに一部の国で父または母の、つまり父系主義一本ではなくて、母の国籍も持つといふふうな改正がされている例もあるようでございます。これは、日本の国籍法が父系主義をとつておる大きな理由は、やはり二重国籍を生じさせないという配慮によるものだと理解しておるわけでございま

れを踏まえて議論しよう、こういうふうなことのようございます。直ちにいま夫婦別姓を採用するだけ各国は防止しようという方向にいま進んでいるようになります。そういう意

味で、父系主義をとるのがいいか、あるいは母系主義をやめて母系主義をとるのがいいかという立題につきましても、いろいろお尋ね申し上げたいと思つてございますけれども、ほかの問題に移りたいと思います。

これ、民事局長にお伺いしたいのでござりますけれども、この民法の男女平等を実質的に保障する方向に向かつての改正とともに、私どもこれは問題だなと思うのは国籍法なわけでござりますけれども、国籍法が非常に男性優位の規定であるというふうに考えておるわけでござりますが、西ドイツなどはかなり大幅な改正があつたようござりますが、日本の場合は現在どういうふうな状態

になつておるのか、お聞かせいただきたいと思う

わけです。

○政府委員(香川保一君) わが国の国籍法は、いわゆる父系主義をとつておりますが、父が日本人であればその子供は日本人、父が知れない場合には母が日本人であれば子供は日本人と、こういう原則になつておるわけでござります。それで、これは各国いろいろ違はございますけれども、現

在、大方の国は日本と同じような父系主義をとつておるわけでござりますが、それについて御指摘のようすに一部の国で父または母の、つまり父系主義一本ではなくて、母の国籍も持つといふふうな改正がされている例もあるようでございます。これは、日本の国籍法が父系主義をとつておる大きな理由は、やはり二重国籍を生じさせないという

しまして、現在二重国籍の問題というのはやはりできるだけ各國は防止しようという方向にいま進んでいるようになります。そういう意

味で、父系主義をとるのがいいか、あるいは母系主義をやめて母系主義をとるのがいいかという立

法政策の問題はござりますけれども、この点もいろいろ検討しなきやならぬと思いますけれども、まあ母系主義をとつておる国が国際的にはさほど多くございませんので、やはりかよろくな問題は、国際水準と申しますが、平均的な立法が望ましいわけでございますので、この点については特に改

正を必要としないんではないかというふうに考えておるわけでございます。しかし、御指摘のよう

な問題もござりますので、今後とも検討はさせていただきたいと思います。

○佐々木静子君 いまの他国との関係というこ

とで、いろいろと国内法の民法の改正だけの線からいられないといふことはよくわかるわけでござ

りますけれども、日本男性と外国人の女性が結婚した場合は、その女性が大抵の場合はすぐに日本の国

籍も取得できるというにもかかわらず、日本の女

性が他国の男性と結婚した場合には、これは夫が日本国籍をなかなか取得できない。普通の帰化の

場合と似たような状態の条件がそろわないと国籍が取得できない。はなはだしい場合によります

と、日本の女性と外国人の男性が外国で結婚して日本へ帰ってきたときに、奥さんの方だけは日本

へ入国できるけれども、夫の方は日本に入国すら

できないと、いうふうな事案もいろいろ起つて

いるわけでございまして、それは法務局御承認のとおりでございますが、これはやはりどう考えても男女の同権といふものを著しく阻害しているわけでございます。ですから、二重国籍を阻害してまでその国籍の問題といふのはあくまで優先させなければならないのかどうかといふことは、私ははなはだ疑問に思つてゐるわけです。

特に、この国際婦人年で世界行動計画というものが、これは国連に加盟している国の満場一致で採択され、いまおっしゃったそれぞれの国もやはりそういう問題が起こっている。これは、実は私が、いまわざかな例ばかりや経験だけでも物を言うのも僭越でございますけれども、メキシコの会議でも各国ともこの国籍法のことがやはり非公式にはいろいろと話題に、私ども個人的に、なつたわけでございます。そういうことから考えますと、こういう問題もほかの国がやらないから日本もやらないといふんじやなくて、やはりこれだけの男女平等の憲法を持つてゐる日本としては、思い切って前向きにぜひ取り組んでいただきたいと思うわけでござります。次官、いかがでございますか、この事柄について。

○政府委員(松永光君) 大変むずかしい問題でございまして、私は、佐々木先生のようにまだ勉強していないのでございますので、大いに勉強したいと思います。制度その他の面におきましては、しかし、運用の面におきましては、先ほど佐々木先生御指摘になりましたような、奥さんは日本に入れたが、御主人は入れぬというふうな気の毒な状態ができるだけ避けられるように、運用の面では十分考へるべきだと、こういうふうに考へております。

○佐々木静子君 これは、次官は御勉強家だけと、御謙遜でおっしゃつたんですが、結局、法務省所管のこの出入国問題あるいは帰化の問題で、現実問題にいづばいそういうことでどれだけか大せいの日本婦人が泣いているわけなんですね。これはちよつと次官として知らなかつたじや、私は、いま泣かされている日本の婦人は余りにもかわいそらだと思いますね。そういう点について、やはりせつかり法律家でもいらっしゃる方が政務次官になつていらっしゃるんだから、ひとつこの際大いにがんばって、婦人のために、婦人の人権を守るために取り組んでいただきたい。その点について重ねて政務次官と民政事務局長に御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 確かにお説のように、現在いわゆる簡易帰化と言われてゐる点につきまして、御例示の、夫が日本人で妻が外国人である場合の帰化の手続に比べて、妻が日本人で夫が外国人の場合の夫の帰化の方が、手続があるは要件が加重されておる点はあると思うんでございます。この点につきましては、いろいろ先ほど申しましたように、父系主義をとつておる原則との関連があるわけでございまして、父系主義を容易にしていることもなかなかできない。さればといって御指摘のようなその不合理と申しますか、不平等のは正はせひとも必要だという、いわば立法論的には若干ジレンマの点があろうかと思うのであります。この点は十分それが調整されるよう立法、改正を含めて検討いたしたいと思いますけれども、いま申しましたような不平等な点は、私も帰化事務を取り扱つておる当局としましては、できるだけ縮めると申しますか、運用よろしきを得て、不平等をできるだけ少なくするということ努力しているつもりでございまして、さような運用を統けながら立法の問題もあわせて検討してまいりたいと、かように考えます。

○政府委員(村岡二郎君) 人権擁護機関は、自由職責としているわけでございます。このようない場から、広く国民に対して憲法に定める男女平等の理念を普及高揚するとともに、具体的に男女平等を阻害していると思われる事象につきまして、情報を收集し、調査活動を行うということによりまして、男女差別に対する個別の啓発活動を強化していくかたいと考えます。そのほか、婦人に関する人権相談をさらに活発にいたしまして、また法律扶助協会を通じて訴訟の援助をいたしておりますが、この面におきましても婦人に対する法律扶助を強化いたしたい、そういうことによりましてこの問題について一層努力したいと考えております。

○佐々木静子君 人権擁護局にも相当これはハッスルしていただきなかなかちやならないというふうに思つますが、いまお話をあつたこの三つの点、婦人に関する人権相談の活発化、これはこれから具体的にはどういう方法でどのような成果を期してお取り組みいただけるのか、もう少し具体的にお述べいただきたいと思つます。

○政府委員(村岡二郎君) 人権相談につきましては、法務局、地方法務局、その支局がそれぞれの府において、また人権擁護委員が自宅におきまして毎日常設相談所を開設しておりますが、そのほか随時パート、公民館等において特設相談所というのを設けまして相談に当たっております。昭和四十九年中にこれら人権擁護機関が取り扱い出した人権相談の件数は、全国で約二十八万件でござります。このうち、家事問題に関する相談事件が約八万件ござります。この家事問題に関する相談事件と申しますと、その性質上ほとんどが婦人に関するものでございまして、このことから考へまして、正確な数字はとつておりませんが、婦人のあると考へられるわけでございます。今後、いかに対処するかということございま

○佐々木静子君 いま、非常に活発に活動しているだけに、またさらに活発に活動していく、という御意欲のほどはわかつたんですねけれども、これはやはり人権擁護委員に適当な人を得なければ、それこそそういう方は余りおられないと思うけれども、日本の古くからの慣習で、やはり男尊女卑的な考え方の方のボスのような方が人権擁護委員になって、そして悩める婦人の相談に乗つたのでは、これは実際とまるで効果が逆になるわけですね。そちら辺の選任の基準はどういうふうにしていらっしゃるのか。さらに、これを本当に男女同権を実現していくこうということになると、もつともっと婦人の人権擁護委員を採用しなければいけないんじやないか。これはやはり婦人の問題は婦人でなくちやわからないといふ問題もたくさんあると思いますし、そういう点で、いまどういうふうな基準で、今までのとおりじや私は十分にその成果は期しがたいと思うわけなんですね。いま人権擁護局とすると、さらに活発に活動しようという御見解のよう伺つたんでござりますけれども、それならそれなりにどういうふうな方法で人権擁護委員を選任して、そしてその人たちが本当に良心的に仕事ができるような土壤を、どういうふうに人権擁護局としたらつくっていこうとしていらっしゃるのか、それを具体的におっしゃっていただきたいわけです。

○政府委員(村岡一郎君) 人権擁護委員の現状について申し上げますと、本年の九月末日現在で婦人の人権擁護委員の方が千百十八名おられます。全国の人権擁護委員の総数が約一万四百名でございますので、婦人の委員はその約一一%を占めています。このように人権擁護委員が婦人の地位向上につれて、実効ある解決を図るように努力したいと思っております。

て実効ある活動を行うというためには、婦人の委

えありました。

て実効ある活動を行うというためには、婦人の委員をふやすという必要があると私ども考えておりまして、平素からそのことに苦慮しているところでございますが、人権擁護委員法は、御承知のように、委員の委嘱手続につきましては、市町村長が議会の意見を聞いて適格者を推薦し、その推薦した者を法務大臣が委嘱する、こういう規定になつております。したがいまして、当面の問題といたしましては、市町村長その他の市町村の理事者に対しまして、婦人問題に取り組むにふさわしい委員、とりわけ婦人の委員を積極的に推薦されるよう、常に機会をとらえてその理解を求めるための努力をしていきたいと、かように考えております。

○政府委員(松永光君) 先生御指摘のように、婦人の人権擁護のために婦人の人権擁護委員の活動というものは非常に大切だと思います。そういうことなんですが、いま局長さんは言われましたように、婦人の人権擁護委員の割合が約一%、これはやや少ないような感じがいたします。しかし、さればと言つて実際に人権擁護委員を委嘱する場合に、法務省サイドで委嘱するということはかえつて適材を得にくい、こう考えられますので、そこから地域社会のことについて詳しく御承知の市町村長さんが議会の意見等を聞いて推薦してこられる、それをその推薦してこられた方々の中から適當だと思う人を御委嘱申し上げている、こういう手続になつていると思うんですが、私はこの手続自体は適當であるというふうに思うんです。ただ、実際の運用上におきましては、市町村長さんやそういう方々に、婦人の人権擁護委員の任務が非常に大切であるということをわかっていない、ただくような努力をして、そして婦人の適格者をたくさん推薦していただく、そういうことの努力をして、先生の御指摘のような心配がないように、活発に行動してくださる婦人の人権擁護委員をたくさん御委嘱を申し上げる、そういうふうに運用でうまくやつていくべきである、そういうふうな努力をしたいと、こう考えておるわけでございます。

○政府委員(村岡二郎君) この問題につきましては、新たに婦人の適格者を得るということは必要であると思いますが、そのためにも現在人権擁護委員になっておられる御婦人の委員方に、積極的に活動していただきたいということを考えているわけでございます。現在委嘱されております婦人委員の中には、人権擁護委員の団体といたしまして数カ市町村を単位にいたしました人権擁護委員の協議会というもの、さらにその上部団体といたしまして、都道府県単位の人権擁護委員連合会といいうのがございますが、これらの協議会なり連合会におきましては、その会長、副会長理事等の地位

についておられる御婦人の委員の方もかなりおられまして、これらの都道府県単位の連合会等において、地域社会における婦人の地位向上のために積極的な努力を重ねておられるわけでございますが、さらにつきましては、婦人部会というのが設けられました。その種の団体の全国的な組織でございます全国人権擁護委員連合会、そのレベルにおきましても婦人の委員に御活躍いただきたいと考えているわけですが、さらにこのようない活動を活発化し、それから方法によつて婦人の人権擁護委員のお考え、婦人の立場に立つたお考えを吸い上げまして、そのような意見をこれからの人権擁護行政の上に反映させていきたいと考えておるところでございます。また、そのようにすることによって、そのように活動していくことが、今後婦人の適格者を得るために一つの方途にもなるであろう。先ほど政務次官からお答えがありましたように、市町村長の推薦がなければ法務大臣がいきなり委嘱するということはできない法制になつておりますので、そういう点の理解を市町村理事者に持つていただくための努力をさらに進めたいと思ひます。

○政府委員(村岡一郎君)　ただいま御指摘のありましたような、離婚を考えております妻がその家庭においてすでに虐待を受けている、基本的個人権を侵害されておる、そういうような事態がございまして場合には、人権擁護機関といたしましては、人権侵犯事件についてこれを調査し、処理するという職責を持つておりますので、あるいは直接人権擁護機関に申告がありますれば、人権擁護委員なりあるいは地方法務局の担当職員がその事案を調査いたしまして、そういう人権侵犯の事態をなくさせるよう、しかるべき方策をとるということに努力しておるところでございまして、現実にもそのような事案が多數報告されております。ただ、何分にもこの人権侵犯事件の調査、処理といいますのは、あくまでも任意に行う——権力に基づいて強制するということは人権擁護機関の性質上できませんし、またやるべきでもない、あくまでも、実際には個々の具体的な事件を早急に救済するという意味では、かなりの効果を上げているということが報告の事案からも察せられるのでござりますが、なお一層そういう制度のあることを啓発いたしまして、その救済に役立てたいと思いまして、その意味でございましょう。それは力は弱いようではございますけれども、実際には個々の具体的な事件を早急に救済するという意味では、かなりの効果を上げているといふことが報告の事案からも察せられるのでござります。人権擁護機関としては、そのようなやり方でござりますが、この問題に対処することだと思っております。

○佐々木静子君 まあいろいろ御努力をいたしましたが、かつ人権思想のPRに努められるというお話を、特に婦人の人権問題について、今後講演会、座談会その他のことによって国民にPRをすると、いうお話を、それも結構なんです。私も決して悪くないと思うわけでございますけれども、ただ非常に心配することは、それが官製の押しつけの人権擁護運動というようなことになると、これは全く——いま婦人の方から、婦人の地位を守ろう権利を高めようということ、国民側からこれだけ盛り上がっていることを上手に吸収されなければ、かえつて変なことになるんじやないかと、私はその点を非常に危惧しているわけです。しっかりとやつていただきたいと同時に、変なことになつてはまずいんじやないかということを大変に危惧しているわけなんです。

御指摘の、何か別の方ということもございますが、それかと思われますけれども、九時半過ぎぐらいに七人ばかりの方が別途おいでになったそうでござりますけれども、この方々も、警察で一応その大せいのグループの方と一緒にした分につきましては、この会議の反対なり粉砕を叫んでおられましたし、また、その名古屋の方であったかどうかわかりませんが、そのグループの方につきましては、警察の方でたまたま前にも過激な行動をしたときに知つておる警察官がおりましたので、その分につきましては、前に、十七号の公園に入れておりましたところに一緒に誘導したという報告も聞いております。

○佐々木静子君 それはいろいろと警備の方が大変なことはわかりますけれども、関係のない人を一緒に巻き込んでおいて、これは何だからんだと言つたって、それは通りませんですよ。だから、関係のない人を巻き込んだら困るというのはありましたことですから、それだったら巻き込まないような警備のことを考えないといけない。あなた方は、幾ら何だかんだ言つたって、現実に関係のない人を巻き込んでいるのだから。ですから、それについてはあなたの方がこれでいいということは言えないと思いますよ。そして警官も来られる。そういうことで、事故があつたら大変だ。あの日は、私も行つてからよくわかりますし、予算委員会があつたから、私も大臣方と御一緒にその後について先に退出させていただいたら、当月、陛下も来ていらつしやるし、総理初め多くの閣僚が見えていらっしゃるから、これは警備に非常に気を使つていられたことはよくわかりますけれども、そだからといって関係のない国民も一緒に軟禁していいというようなことはほとんどないことなんで、やはりその点は警察の方で十分と考えて反省していただきたいと思ひます。これは最後でございますが、大臣、人権擁護局を含めての法務省で、この件について今後人権侵害のないようにひとつ御配慮いただきたいと思ひますので、最後に御所信を述べていただきたい

と思います。

○國務大臣(稻葉修君) 警備の必要なことはお認めいただいておるわけですけれども、さればと言うて、警備と関係のない善良な民衆まで巻き込むことは断じていけないと私は思いますので、自今より

氣をつけます。

○委員長(多田省吾君) 他に御質疑もなければ、本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(多田省吾君) 委員の異動について御報告いたします。
梶木又三君、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として久次米健太郎君、沓脱タケ子君が選任されました。

○委員長(多田省吾君) 委員の異動について御報告いたします。
梶木又三君、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として久次米健太郎君、沓脱タケ子君が選任されました。

○委員長(多田省吾君) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案、刑事補償法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。稲葉法務大臣。

○國務大臣(稻葉修君) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行商法は、船舶所有者が船舶による事故によって損害賠償の責任を負う場合等には、船舶及び運送貨物を債権者に委託して損害賠償の責任を免れることができる、いわゆる委付主義を採用しております。

このようすに船舶所有者の責任を一定限度に制限する制度は、その方法にそれぞれ異なるところがあるとはいえ、世界各国に共通する制度であります。しかし、委付の対象となる船舶の破損の程度等偶然の事情によって、損害の見地から合理的でないものとされ、現在わが国以外には、この委付主義をとる主要海運国はありません。ところで、昭和三十二年に、船舶所有者の責任制限制度を国際的な金額主義に統一するための

「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約」が成立し、昭和四十三年に発効いたしましたが、現在までに英、独、仏等二十六カ国がこゝに批准しております。

そこで、この法律案は、この条約を批准するごとに伴い、船舶の所有者等の責任制限制度を金額主義に改め、これを実施するため、所要の立法措置を講じようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、

第一に、船舶所有者、船舶賃借人及び傭船者は、故意または過失がない限り、事故について負うべき損害賠償の責任を、一事故ごとに、その船舶のトン数に応じた一定の金額に制限することができます。また、船長、海員その他船舶所有者等が使用する者も、故意がないときに限り、船舶所有者等と同様に、責任を制限することができます。

なお、船舶所有者等の使用する者の債権等、特に債権者を保護する必要のあるものについては、例外として、責任制限の効力が及ばないことにいたしております。

第二に、責任の限度額は、責任を制限する債権が物の損害に関する債権のみである場合には、一千五百円の千倍にその船舶のトン数を乗じた金額といたしておりますが、その他の場合には、一金フランの三千百倍にその船舶のトン数を乗じた金額とし、そのうち一金フランの二千五百倍に船舶のトン数を乗じた金額は、人の損害に関する債権の弁済のみに充てられるものといたしております。

第三に、責任を制限される債権の弁済を確保するため、船舶所有者等が責任を制限するには、裁判所にその旨の申し立てをし、かつ、供託等によりその責任限度額に相当する基金を形成しなければならないこととし、また、責任制限手続が開始したときは、裁判上の手続によりその基金を各債権者に公平に分配することとし、これらの手続について詳細な規定を設けることとしたしております。

なお、最後に、タンカーによる油濁事故から発生した損害の賠償請求権については、別途今国会に提出しております油濁損害賠償保障法案によることとなりますので、本法律案の規定は適用されないこととなります。

以上が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいと存じます。

刑事補償法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金の算定の基準となる金額は、昭和四十八年の改正によって、無罪の判決またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の拘留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき六百円以上三千二百円以下とされています。

なお、この法律案は、右の「六百円以上二千五百円以下」を「八百円以上三千二百円以下」に、「五百円」を「千円」に引き上げ、いわゆる冤罪者に対する補償の改善を図るうとするものであります。

以上が刑事補償法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいと存じます。

○委員長(多田省吾君) 次に、刑事補償法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、衆議院法務委員長小宮山重四郎君から説明を聴取いたします。小宮山重四郎君。

○衆議院議員(小宮山重四郎君) 刑事補償法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正を聴取いたします。小宮山重四郎君。

政府提出の改正案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、死刑の執行を受けた者が再審等の手続において無罪の裁判を受けた場合の補償

金の最高額について現行五百円を一千万円に引き上げようとするものであります。わが国においては、幸いにしてこれまで死刑の執行が行われた後再審等の手続において無罪の裁判が行われた事例はないのでありますが、万一誤った裁判によってかような事態が惹起された場合は、国は多額の補償金をもつて慰謝を講ずべきであります。

かかるに、改正案における補償額は、結果的に誤った死刑執行というきわめて特殊かつ重大な損害に対する補償としては、不十分でありますのでこれを一千五百万円に引き上げるよう全会一致をもって修正いたした次第であります。

この修正案による補償額も必ずしも十分なものとは思われませんが、他の補償額など諸般の事情を勘案の上このようにいたした次第であります。

以上がこの修正案の趣旨であります。
何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(多田省吾君) 以上で説明の聽取は終わりました。

法律案の質疑に入ります。

○高橋邦雄君　ただいま提案理由の御説明をお聞
きいたしました二つの法案のうち、船舶の所有者
等の責任の制限に関する法律案につきまして、提

案理由に関連いたしました問題を一、三お伺いいたしたいと思うのであります。

その第一は、この「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約」というものが、御説明によれば一九五七年、昭和三十二年に成立をして、

一九六八年、昭和四十三年に発効をいたしておるわけであります。今回それに関連いたしまして、国内法としてこの法律案が提出をされたわけであります。この間に四十三年から數えますと七年たつておるわけであります。この法案が提出をするに先立ちまして、法制審議会に諮問をされ、その法制審議会の答申が四十八年の二月に決定をした

わけであります。したがつて、四十八年から見ましても二年余たつておるわけでござります。確かに現在の委付主義は被害者の保護に欠けておつて非常に不合理なものである。ですから、今回この条約に基づくような金額責任主義に変える、こういうことはまことに当然であり、また適切であると思うのであります。が、大分時間がかかるつておるいきさつにつきまして説明をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) この条約の批准につきまして、かつてはわが国の海運業界の力が十分でないといふうな点もござりますし、主要国が批

海運界も国際的に非常に伸びまして第一級の海運国として向上してまいつた、こういうふうなこともあり、また四十三年の五月に本条約が発効する

に至つたというふうなこと、さらにはわが国の委付主義がはなはだしく不合理だというふうな批判が高まつてゐる。つまり第一回、二の条約

が高まる。ではおると、いふらうなことから、この条約を批准すべきだといふうな機運が盛り上がりつゝまいつたわけであります。ところが、他方、當時

油濁の問題が非常にまた大きくなつてきておりまして、単にこの条約を批准して船舶所有者の責任制限法を制定するという二点では十分でもな

い、ぜひとも一緒にやはり油濁の関係の条約も批准して、国内法もあわせて同時に整備すべきでは

ないかというふうなこともございまして、さような関係で国内法の作成作業が若干おくれたわけでございまして、法制審議会としまして船舶所有者

の責任制限の条約の関係の国内法の要綱はお説のように四十八年に答申がございましたが、油濁の

方ともあわせて国会に提出した方がいいというふうなことで、昨年国会に提出しましたけれども、遺憾ながら廃案になつたような経緯がございまし

て、今国会に再度提出したような次第でございま
す。

なかつたと いうことでございますが、その問題はおきまして次に進みたいと思いますが、海難の発生状況といいますか、こういう海難というのはどうれくらいあるものなのか、この法務省からいたいた関係資料の中にもあるわけでございますが、今回提案になりましたこの法案の対象になつて損害賠償を受けられる、そういう種類の海難事故といふのは、これはまあおよそのあれで結構ですが、どれくらいあるものなのか、これは人身事故についてお伺いいたしたいと思うわけであります。これは運輸省の御説明をいただきたいと思います。

○説明員(犬井圭介君) お答え申し上げます。これは海上保安庁からお答えすべきことかと思いますが、現在海上保安庁の方が見えておりませんので私からお答えさせていただきます。

先生がおっしゃいました海難事故の総数でございますが、昭和四十九年の実績で申し上げますと、いわゆる救助を要した船舶の海難の総数といたしましては、日本全国で二千四百八十九隻でござります。その原因といたしましては、機関故障によるもの五百十三隻、約二〇%でございます。それから乗り上げ四百九十六隻、一九・九%。それから衝突三百七十三隻、浸水二百四十六隻、転覆二百十五隻、火災二百十四隻、推進器の故障が百八十隻といふようなことになります。

次に、死亡・行方不明者の発生状況でございますが、昭和四十九年に発生しました死亡・行方不明者の数は全部で六百三十人でございます。そのうち原因といたしましては、転覆によるものが二百十一人、三三・五%、衝突によるものが百五十九人、二五・二%、浸水によるものが百三十三人というような数字になつております。

○高橋邦雄君 いま御説明をお聞きしますと、なかなかこれは大変な数に上るわけでございますが、今回の法案の金額主義でございますが、これかはこの法律で責任の限度額というのが決められるわけでありますね。したがつて、損害賠償に充てられる金額の総額というのが、これは船のトン数

によって決まってくる。そうなりますと、被害者の数であるとか被害の程度であるとかというようなことによって、それは千差万別でありますね。そういうものに対しても総額が決まっておるわけでありまして、それを被害者が公平に分配を受ける、こういうことになるわけでありますから、その間に非常に不平等と言いますか、差がいろいろ大きさのじやないかというふうに思われるわけであります。まあ確かに委付主義よりもさるということはもう百歩だと思いますが、そしてまた、ほかにどうもうまい方法がない、ということながらもしつけませんけれども、何か非常にまちまち——不公平、不平等といふか、差が大きい、ということが想像されるように思いますが、その辺に関する考

○説明員(犬井圭介君) お答え申し上げます。これは海上保安庁からお答えすべきことかと思いま
すが、現在海上保安庁の方が見えておりませんので私からお答えさせていただきます。

先生がおっしゃいました海難事故の総数でござ
いますが、昭和四十九年の実績で申し上げます
と、いわゆる救助を要した船舶の海難の総数とい
うものは、日本全国で二千四百八十九隻でござい
ます。その原因といったしましては、機関故障によ
るもの五百十三隻、約三〇%でございます。それ
から乗り上げ四百九十六隻、一九・九%。それか
ら衝突三百七十三隻、浸水二百四十六隻、転覆二
百十五隻、火災二百十四隻、推進器の故障が百八
十隻というようなことになつております。

沙に
死亡・行方不明者の発生状況でござります
が、昭和四十九年に発生しました死亡・行方不
明者の数は全部で六百三十人でございます。その

うち原因といたしましては、転覆によるものが二百十一人、三三・五%、衝突によるものが百五十九人、二五・二%、漫水によるものが百三十三人

○高橋邦雄君　いま御説明をお聞きしますと、な
というような数字になつております。

なかなかこれは大変な数に上るわけでございまするが、今回の法案の金額主義でございますが、こればかりはこの法律で責任の限度額というものが決められる

われでありますね。したがつて、損害賠償に充てられる金額の総額というのが、これは船のトン数

濁の事故が発生いたしまして、ただいま御指摘の六九年に油濁の責任制限の条約ができたというようなことがございました。船舶所有者の責任制限条約とこの油濁の条約は一般法と特別法のようないくつかの関係にあるわけでございますけれども、何と申しましても油濁による事故は相当大規模でございしますので、船舶所有者の責任制限の条約だけを批准する

して油濁をそのままにしておくということは、かえつてわが国にとって不利ではないかというふうな、これはまあ当然考え方である意見でございまして、そういうことから、油濁の条約を批准するといたしますれば、それに伴つて当然国内法を整備しなきやならない、これはただいま御審議いただいている法案の特別法的な形になるわけでござい

ことござりますが、この
七年条約及びそれを受けましては、物損についてト
ンガ四千円といらうことになつて
いるわけでございま
ります。

○政府委員(香川保一君) お説のように、現在、て、民法の七百十五条のよう^にに被用者に対する責任、監督の過失がなくとも責任を負うといふことになつてゐるわけでござりますが、この点は今後改正によつてどのようになるわけなんぞございましょうか。

付の制度は、御承知のとおり、不法行為による損害が発生いたしました場合に、その船舶を委付して責任を免れるということです。たがってその発生した損害の大小、被害者の多寡にかかわらず、まあ委付された船舶から債権の全部的な満足しか得られないというふうな不都合が

る、そして商売に關係のない第三者をしばしば巻き込むというようなことから、船主の無過失責任にする、原則として無過失責任にする、もちろん天災地変、その他の場合につきましては例外がございますが、原則として無過失責任にするということが第一点でござります。

第二点は、無過失責任にするけれども、責任制

○佐々木静子君　いま詳しい経過を伺つたわけでござりますが、それで法務省に伺いますが、船舶事故が起つた場合に、不可抗力とかあるいは如何な手船の一方的過失による場合は船舶所有者は責任を負うことはないというふうに思うわけでござりますが、船長その他の船員に過失があれば船舶所有者の責任は商法六百九十九条の第一項によりま

いうふうに考えますけれども、それがどうしようもな
うな不都合が起こっているのか。また実際問題と
してこの制度が余り使われていないということであ
れば、わざわざ法改正をする必要もさほどない
のではないかというふうに思うのですけれども、
現実にはどのようになっているわけでございま
す。

○佐々木静子君 私もいまうかり間違つております
まして、油濁条約の成立時期とこの船舶の所有者の
の責任制限に関する条約との日にちを間違つたわけ
でござりますが、いまの経過の御説明でよくわ
かりましたが、そうしますと、この油濁損害賠償
法というが現在運輸委員会で審議されていると
思うわけでござりますけれども、この内容につい
てもちょっと御説明いただきたいと思うわけです
が。

險を導入する、それで保険金の額はその責任の限度額までとする、トン当たり四万八千円というようになります。そこで第四、そこまでが六九年条約の内容を受けたものでござりますが、もう一点七一年条約の内容を受けた部分といたしまして、そういう新しい損害賠償制度のもとで十分な損害賠償が行われない場合には、国際基金から被害者が補償を受けるのでという規定が置いてございます。

て、ただいま申しました六百九十条の規定によつて、委付制度を廃止するとともに、船舶所有者の責任を明確にするという意味で新たに六百九十条を置けまして、船舶所有者は船長その他の船員が職務を行ふに当たりまして故意または過失によりて他人に損害を加えた場合にはその損害を賠償する責任があるということを明確にいたしまして、そはどりもなおさず民法の使用者責任の例外的な定ということに相なるわけでございます。

規
れ
責
他
設
任
の
害額に比べて船価の方がなお余りあるというふうな場合には、これはまあそろばん勘定から申しますれば船舶所有者は委付しないということになります。そういうふうな、いわば偶然的なことによつて被害の救済に差異がはなはだしく生ずるといふような不都合があるわけでございます。したがつて、現在ではやはり船舶所有者の社会的責任といたしますか、良識によりまして、先ほど来問題についておりますような保険制度を活用して被害者

○ 説明員(大井圭介君) 様、お答え申し上げます。
現在、油濁損害賠償保障法案、これはいま先生
が申されました六九年条約と、それからもう一つ
七年条約というのがございまして、その二つが
国内法化を図るものでございます。きょうもこの
参議院の運輸委員会で御審議いただいております
が、その内容を要約して申しますと、第一に、責任
制度と申しますか、どういう場合にその船主が
責任を負うかという点でございますが、これはタ
ンカーの事故が非常に規模が大きくなりがちであ

の国際基金は、七年条約に基づいてつくられるものでございまして、これは世界じゅうの石油業者と申しますか、年間十五万トン以上の油を受け取つた者が基金に金を拠出して金を積み立てる、そのお金で被害者の救済を行ふということが主な内容になつてございます。

なお、保険と関連いたしまして、その保険をかけているということを証明する締約国の政府の証明書を持った者でなければ、それぞれの締約国の中には入れないというような規定も備えて

○佐々木静子君 これはまあ他人が不法行為につて損害を与えたときに、その損害を全部賠償するが当然の原則だと思うわけでございますが、そのような原則にかわらずにこの現行の商法六百九十九条が、船舶所有者は船舶事故に係る債権について当該船舶を委付すればその責任を免れと規定しているわけございませんね。この例外的措置が、危険性が高くまた損害が多数にある海上企業の特異性から認められていると思うけれども、この制度には長い歴史がある

うふうなことはやはり妥当なことではないかと、かように考えておる次第でございます。

○佐々木静子君 御趣旨はよくわかりまして、そしてまた委付主義による、結局委付した例は今までの法律でもきわめて少ないと、いうことでござりますが、著名的な海運会社で、今まで委付した例といらものが日本であるわけでございますが、どんなふうになつておりますか。

○説明員(大井圭介君) 現在まで少なくとも私は大きな船会社で最近委付を行つたという例は聞いておりません。全体としても一年三件ぐらいといふことでございますから、非常に全体から見れば少ないのだというふうに申せると思います。

○佐々木静子君 まあ例から言うと少ないけれども、改正をしなければならないという御趣旨はわかりましたが、運輸省に伺いたいと思うんです

が、船舶所有者の第三者に対する損害賠償が責任保険によって実際は現在も賄われているようでございますが、本条約を批准してこういふ法律ができた場合に、船舶の所有者がこの法律で定める責任の限度額の範囲で保険を掛けることになつてしまふんじやないか。そなつてしまふと、責任限度の範囲でしか保険金を出さなくなる、保険会社の方も。そういうことになると、かえつて被害者救済といらものが不十分になるというふうなことが懸念されるんですねけれども、その点はどういうふうにお考えでございませんか。

○説明員(大井圭介君) お答え申し上げます。

実際に船舶所有者がどのように保険を掛けるか。特にこの五七年条約が批准されて、この法律が成立したとき以後、どういうふうに掛けるかといふ問題でございますが、仮にこの法律案が成立いたしました後でも、船舶所有者はすべての場合に責任が制限できるわけではございません。自分自身に過失がある場合には責任制限できませんし、それから海難救助に関する債権とか、共同海損に関する債権とか、あるいは雇用契約に基づく債権というようなものは責任制限できない、あるいは沈船——船が沈んだ場合の引き揚げに要する

費用ですね、それに関する債権というのもも責任制限できないということになつております。ま

た、外航船について言えば、この条約を批准してしまして、したがいまして、船主は依然として現在同じように、どんな損害が起きましてもカバーできるような保険というものを掛け続けていくだろうということです。

現在、五七年条約を批准している国が世界中で二十七カ国ございますが、私たちが調べた範囲でも、その批准をした諸外国ででも同様な例でございました。したがいまして、この法律ができたから保険の金額が少なくなるんじやないかという御心配は余りないんじやないかと思います。

それで、この点は保険料の点からも申せるのでございまして、保険料というのは、保険金額が高くなつたからといって、それに応じてどんどん高くなるものではございません。たとえば六千トンから一万五千トンぐらいいの一般船——一般的の貨物船でございますが、たとえば六千万円の保険に入るとトントン当たり百四十五円でございます。それが二億五千万円の保険に入つても百九十四円。それから二十億円の保険に入つても二百三円。それから無限責任の保険に入つても二百五円というようなことでございまして、保険金額自身が総コストに占める比率は普通一%以下といふようなことで非常に低うございますし、いま申し上げましたように、高い保険金を掛けましても、保険料が直ちに高くなるといふことではございませんので、こままりたいというふうに思つております。

○佐々木静子君 最後に、今度法務省に伺いたいのですが、法制審の商法部会で海商法の問題など

の面から考えてみても、船舶所有者は従来どおりの保険を掛け続けるんじやないかというふうに思います。私たちもそういうふうな方向で指導してまいりたいというふうに思つております。

機のように登録もされている、そういうふうなところ邊は、今後何か整備されるおつもりがあるのかどうか、そのあたりをちょっと伺つておきたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 海商法につきまして、いろいろまだ検討しなきやならない問題がござりますけれども、先般、前の前の国会で可決していただきました商法の改正に伴う附帯決議がござります。会社法全般について再検討しるというふうなことがござりますので、それを受けまして、現在商法部会ではもっぱら会社法の附帯決議の趣旨に沿つた改正を企図して鋭意そちらの審議をいたしております。現在のところ海商法の審議はいたしておりません。ただ、登記船舶とかあるのは登記飛行機、登記自動車について、これはまあ主として担保権の設定を容易にするといふふうな意味もあって、主としてそういうねらいから、さような登記、登録制度が設けられておるわけでござりますけれども、これにつきまして果たして実質的に担保制度になじむものかどうか、あるいは強制執行あるいは競売法による競売の場合に現在の手続で十分かどうかといふうな点がござりますので、これは主として強制執行の面から現在強制執行部会で、登記船舶、登記飛行機、登録自動車を含めまして検討されておるわけござります。

一、民法相続法の一部改正に関する請願(第一四七四号)(第一六五三号)

第一四七二号 昭和五十年十月二十四日受理 民法の一部改正に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢七ノ一〇ノ
九 安田洋治

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

十一月七日本委員会に左の案件を付託された。
一、民法の一部改正に関する請願(第一四七二号)(第一六五五号)

第一六五五号 昭和五十年十月二十八日受理 民法の一部改正に関する請願
請願者 大阪府東大阪市高井田本通五ノ五
八 岡田とく

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第一四七三号 昭和五十年十一月二十四日受理
人訴訟手続法の改正に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢七ノ一〇ノ

民法の一部改正に關する請願 請願者 大阪市城東区関目町四ノ一二四

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二〇九号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市城東区野江二ノ一八ノ一

紹介議員 松葉常子

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二一〇号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市城東区野江二ノ一八ノ一

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二一〇号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市南区寺町二五 信隆正子

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二一五号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市東住吉区鷹合町二ノ三〇

紹介議員 田中義宣

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二一六号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市北区老松町二ノ二六 栗田 富美子

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二一七号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市西淀川区野里二ノ二〇ノ一

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二一号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区今市一ノ一八ノ一八

紹介議員 田中美佐子

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二二号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区今市一ノ一八ノ一八

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二三号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区赤川三ノ五ノ一五

紹介議員 上領キミコ

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二四号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区赤川三ノ五ノ一五

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二五号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区赤川三ノ五ノ一五

紹介議員 野節子

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二六号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区赤川三ノ五ノ一五

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二七号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区赤川三ノ五ノ一五

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二八号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区赤川三ノ五ノ一五

紹介議員 野野知行

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二二九号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪府池田市石橋一ノ二一ノ二

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪府箕面市瀬川四ノ一八ノ一

紹介議員 長沢啓行

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三二三一号 昭和五十年十一月五日受理 民法の一部改正に關する請願

請願者 大阪市旭区中宮一ノ二〇ノ五

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二二五七号 昭和五十年十一月六日受理

民法の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区荒木町五 林美和子

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第一九七四号 昭和五十年十月三十一日受理

人事訴訟手続法の改正に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町一ノ九ノ一六

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第二〇〇六五号 昭和五十年十一月一日受理

人事訴訟手続法の改正に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市小袋谷一ノ九ノ三

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第二〇〇九〇号 昭和五十年十一月四日受理

人事訴訟手続法の改正に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市小袋谷一ノ九ノ四

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第二〇〇九〇号 昭和五十年十一月四日受理

人事訴訟手続法の改正に関する請願

請願者 東京都三郷市彦成四ノ六ノ九ノ三

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第二二五八号 昭和五十年十一月六日受理

人事訴訟手続法の改正に関する請願

請願者 東京都新宿区荒木町五 林美和子

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。
（小字及び
は委議院修正の部分）
第一月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律
案（予備審査のための付託は九月二十日）
一、刑事補償法の一部を改正する法律案（予備
審査のための付託は十月十一日）

刑事補償法の一部を改正する法律案

第四条第一項中「六百円以上二千二百円以下」を
「八百円以上三千二百円以下」に改め、同条第三項
中「五百万円」を「千・万円」に改める。
（五百

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第二〇六三号 昭和五十年十一月一日受理

民法(相続法)の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市小袋谷一ノ九ノ三

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第二〇八八号 昭和五十年十一月四日受理

民法(相続法)の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦成四ノ六ノ九ノ四

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第二二五六号 昭和五十年十一月六日受理

民法(相続法)の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区荒木町五 林美和子

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第二号中正誤

ハシ 段 行 誤 正

ハシ 四終わり 心ず 必ず

昭和五十年十一月二十九日印刷

昭和五十年十一月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局